

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則  
 (県産材流通課) 二一

### 告示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し  
 恵那市の区域内の町及び字の区域及び名称変更  
 道路の区域変更  
 (税務課) 二二  
 (市町村課) 二二  
 (道路維持課) 二三

### 公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
 公共測量の実施  
 岐阜県道路雪情報システム改修業務に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告  
 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証  
 開発行為の工事の完了  
 土地改良区役員の退任及び就任  
 (環境生活政策課) 二三  
 (用地課) 二三  
 (道路維持課) 二四  
 (都市政策課) 二四  
 (建築指導課) 二七  
 (下呂農林事務所) 二八

## 規則

第二千二百五十七号  
 平成二十三年六月十七日  
 (金曜日)

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十号

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年岐阜県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項に次の二号を加える。

五 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第十条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な法第一条第一項に規定する資金 十二年以内(三年以内の据置期間を含む。)

六 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第五条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第四項第二号の措置を実施するのに必要な法第二条第一項に規定する資金 十二年以内(五年以内の据置期間を含む。)

第四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。  
 3 前項の規定にかかわらず、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明

を市町村長その他相当な機関から受けた者に対し、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）に基づき東日本大震災の後平成二十八年三月三十一日までに貸し付ける場合の償還期間及び据置期間は、同項に定める償還期間及び据置期間にそれぞれ三年を加算した期間とやる。

「4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。

「4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。

5 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第10条第1項に規定する木材製造高度化計画の認定書の写しを添付すること。

6 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定書の写しを添付すること。

7 上記1～6のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。

附則  
11の規則を、公布の日から起算して

告示

岐阜県告示第三百六十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十三年六月十七日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社 藤石油店	武藤 廣義	岐阜市菅生六丁目一番一三 号	平成三三・三・三〇

岐阜県告示第三百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、恵那市の区域内の町及び字の区域及び名称を変更した旨恵那市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する町の区域及び名称は次のとおりであり、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する町及び字	新たに画する町及び字の区域に含まれる従前の町及び字
大井町字深沼	大井町字舟橋の一部、長島町中野字神田の一部、字霜月田の一部
長島町正家一丁目	長島町正家字楨本の一部、長島町中野字神田の一部
長島町中野一丁目	長島町正家字楨本の一部、長島町中野字松葉田の一部、字上艾田の一部、字神田の一部、字霜月田の一部、字敷下の一部、字田中の一部、大井町字佐渡の一部
長島町中野二丁目	長島町正家字楨本の一部、長島町中野字横井の一部、字松葉田の一部、字神田の一部、字石田の一部、字大隅屋敷の一部、字

目	大隅前の一部、字鍛冶畑の一部
目	長島町中野三丁目、長島町正家字楨本の一部、長島町中野字横井の一部、字桑下の一部、字石田の一部、字大隅前の一部

この処分は、恵那市大崎土地区画整理組合による恵那市大崎土地区画整理事業に係る換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十三年六月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 揭示場 県庁及び恵那市役所
- 二 揭示物 字界変更調書 その他必要な書類
- 三 揭示期間 平成二十三年六月十七日から  
同 年七月八日まで

岐阜県告示第三百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年六月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	本関線	山県市高富字森一六番一 地先から 同 市同 字南七三八番 二地先まで	前 後	七〇 九〇	三三〇 三三〇	

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年六月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年五月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人円
- 三 代表者の氏名 橋本 美智子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞浪市高月町二丁目五番地高村荘五号室
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人あるいは障害がなくとも社会生活を営む上で何らかの援助を必要とする人に対し、

就労支援及び日常生活支援に関する事業を行い、一般企業に受け入れ可能な能力を育成すると共に、地域の中で暮らせる社会貢献に寄与する事を目的とする。

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年六月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関 各務原市
- 二 作業種類 公共測量（共用地図データ更新整備）

三 作業期間  
平成二十三年六月十三日から  
同 二十四年三月三十一日まで

四 作業地域  
各務原市全域

岐阜県道路雪情報システム改修業務に関する仕様書案にたいする意見招請に関する  
公招

岐阜県道路雪情報システム改修業務に関する仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案にたいする意見を招請します。

平成二十三年六月十七日

岐阜県公報 中 田 肇

1 調達役務の名称及び数量 岐阜県道路雪情報システム改修業務 一式

2 意見の提出方法等

提出期限 平成23年7月7日(木)午後5時(郵送の場合は必着のこと。)

提出先 〒500 8570 岐阜県岐阜市数田南2丁目1番1号

岐阜県土整備部道路維持課維持管理担当

電話 058 272 1111(内線3736・3738)

提出方法 仕様書案とともに交付する様式(仕様書案に対する意見書)に意見等を記入し、2の まで持参又は郵送により提出すること。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

交付期間 平成23年6月17日(金)から平成23年7月7日(木)までの毎日(県の

機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

交付場所 2の に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の に同じ。

5 Summary

Subject of the materials to be put forward for comment:

Repair of Gifu Prefecture's snow and traffic information reporting system

Date, time and place for the distribution of materials for comment:

Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 17 June 2011 through 7 July 2011 (excluding weekends and national holidays) at the Maintenance Section, Road Maintenance Division, Department of Prefectural Land Management, Gifu Prefectural Government (see (4) below).

Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment:

5:00 p.m., 7 July 2011.

(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 7 July 2011.)

For further information, please contact:

Maintenance Section, Road Maintenance Division, Department of Prefectural Land Management, Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570

Tel: 058-272-1111 Ext. 3736 or 3738

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示します。

平成二十三年六月十七日

岐阜県知事 中 田 肇

一 調査を行った者の名称  
岐阜県

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市雨降町の全部並びに吹上町、如月町、錦町、羽衣町、此花町、藤町、敷島町、光明町、長住町、都通、香蘭及び本荘の一部(駅北 第三調査区)

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市(雨降町)の全部並びに吹上町、如月町、錦町、羽衣町、此花町、藤町、敷島町、光明町、長住町、都通、香蘭及び本荘の一部(の地籍図

岐阜県岐阜市(雨踊町の全部並びに吹上町、如月町、錦町、羽衣町、此花町、葭町、敷島町、光明町、長住町、都通、香蘭及び本荘の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年六月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市久々野町西洞の一部(西洞)

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市(久々野町西洞の一部)の地籍簿

岐阜県高山市(久々野町西洞の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年六月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

関市

二 調査を行った地域

岐阜県関市上之保の一部(行合)

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県関市(上之保の一部)の地籍簿

岐阜県関市(上之保の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年六月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市川上の一部(丸野)

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市(川上の一部)の地籍簿

岐阜県中津川市(川上の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市付知町の一部（ワラビガネ）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（付知町の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（付知町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市日吉町の一部（南垣外北野）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（日吉町の一部）の地籍図  
岐阜県瑞浪市（日吉町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市山岡町大字原の一部（原（3））

三 調査を行った期間

平成十三年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（山岡町大字原の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（山岡町大字原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

<p>土岐市</p> <p>二 調査を行った地域 岐阜県土岐市駄知町の一部（駄知第1）</p> <p>三 調査を行った期間 平成十八年度から平成二十一年度</p> <p>四 地図及び簿冊の名称 岐阜県土岐市（駄知町の一部）の地籍図 岐阜県土岐市（駄知町の一部）の地籍簿</p>	<p>五 認証年月日 平成二十三年五月十一日</p> <p>開発行為の工事の完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十三年六月十七日</p> <p>岐阜県知事 古田 肇</p>
<p>開発許可（変更許可）番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐建築第二二号の四 平成二一・六・一 同岐建築第二八号の一 八 同岐建築第二二号の四 同岐建築第二二号の四</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p> <p>公共施設の位置及び区域</p> <p>開発登録簿による</p> <p>瑞穂市馬場春雨町二丁目五〇番地の二 司不動産有限公司 代表取締役 安藤 秀司</p> <p>岐阜市福光東二丁目八番五号 鵜飼不動産株式会社 代表取締役 鵜飼 隆司</p> <p>不破郡関ヶ原町三八三八番地 室建産業株式会社 代表取締役 室義光</p> <p>岐阜県恵那市大井町二七二番地の二 株式会社銀しゃり本舗</p>
<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>羽島市足近町一丁目二九番一及び三〇番一から三〇番四まで</p>	<p>道路</p> <p>道路</p> <p>道路</p> <p>道路</p>
<p>同岐建築第二二号の二〇 同二一・一〇・二七</p>	<p>道路</p> <p>瑞穂市本田字南縄ノ尻二二九二番一及び二二九二番四</p>
<p>同岐建築第二二号の一 同二一・一一・三三</p>	<p>道路</p> <p>同 市本田字柳森一九六番一及び一九七番一</p>
<p>同西建築第六一六号の六 同二一・一〇・二〇</p>	<p>道路、水路</p> <p>同 不破郡垂井町綾戸字河原道二二二三番四及び二二二五番四から二二二五番六まで</p>
<p>同東建築第五八号の三 同二一・一一・一五</p>	<p>消防の用に供する貯水</p> <p>同 恵那市大井町字横平二七二番二の一部、二七二番九の一部、二七二番</p>

同東建築第六十号の四  
 同二二・一一・一七  
 同東建築第六十号の五  
 同三三・三・一六  
 同東建築第七十号  
 同三三・五・一六

一一の二部、二七二番七五、二七二番七六、二七二番七七、二七二番八三、二七二番八四及び二七二番二四二の一部

施設

代表取締役 渡 遼 大作

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住 所
萩原町川西北部土地改良区	平成三三・三・三二	理事	熊崎 幸一	下呂市萩原町野上 五二二番地
同	同	同	熊崎 徳雄	同 九〇二番地二
同	同	同	熊崎 治之	同 六六〇番地一七
同	同	同	青木 則夫	同 野上 三九二番地二
同	同	同	伊藤 孝義	同 尾崎 三八五八番地
同	同	同	大坪 貞造	同 尾崎 二四二三番地一
同	同	同	熊崎 孝之	同 尾崎 一九七四番地
同	同	同	藤井 佳夫	同 尾崎九五八番地四三九
同	同	同	青木 弘之	同 尾崎九五八番地三八二
同	同	同	青木 達実	同 尾崎 五七四番地
同	同	同	同	同

就任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住 所
萩原町川西北部土地改良区	平成三三・四・一	理事	熊崎 幸一	下呂市萩原町野上 五二二番地
同	同	同	熊崎 治之	同 尾崎 六六〇番地一七
同	同	同	廣瀬 晃二	同 尾崎 三四八番地七
同	同	同	青木 則夫	同 野上 三九二番地二
同	同	同	伊藤 孝義	同 尾崎 三八五八番地
同	同	同	田堀 英市	同 尾崎二二〇四番地四三
同	同	同	松下 高臣	同 尾崎 一七六七番地四
同	同	同	青木 弘之	同 尾崎九五八番地三八二
同	同	同	青木 盛幸	同 野上 九五九番地
同	同	同	熊崎 才次	同 野上 一七二四番地
同	同	同	松井 斎	同 尾崎九五八番地六一一
同	同	同	村杉 剛	同 尾崎一〇五〇番地二六

平成二十三年六月十七日発行

発行者 岐阜県庁

岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ ー ビイ・アール・テクノセンター